

新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領

平成25年9月
新潟県

平成 26・27 年度において、新潟県が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和 58 年新潟県告示第 3296 号。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

【目次】

<u>第 1 申請方法</u>	ページ
1 参加資格の種類（建設工事の種類） -----	1
2 資格審査申請をすることができる方 -----	1
3 参加資格の有効期間 -----	3
4 提出書類等 -----	4
5 提出部数 -----	8
6 提出先 -----	8
7 提出期間 -----	8
8 定期申請にかかる申請書等提出後、平成 25 年 12 月 27 日までの間に新しい総合評定値通知書が送られてきた場合等の取扱い -----	9
9 入札参加資格の格付け等にかかる留意点 -----	9
10 参加資格の追加申請（業種追加）をする場合 -----	12
11 申請内容に変更等があった場合 -----	12
<u>第 2 記入方法</u>	
1 建設工事入札参加資格申請書【第 1 号様式】 -----	14
2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第 2 号様式】 -----	17
3 技術職員数等に関する書類【第 3 号様式】 -----	19
4 指定工事の施工実績に関する書類【第 4 号様式】 -----	20
5 技術職員名簿【第 5 号様式】 -----	21
6 舗装機械の所有状況に関する書類【第 6 号様式】 -----	22
7 技術職員数一覧【第 7 号様式】 -----	23
8 暴力団等の排除に関する誓約書【第 9 号様式】 -----	25
9 提出及び問い合わせ先 -----	26
別紙 1 国土交通大臣・都道府県知事コード表 -----	27
2 市区町村コード表 -----	27
3 業種区分コード表 -----	28

第1 申請方法

1 参加資格の種類（建設工事の種類）

- | | | |
|--------------------|--------------|-----------------------------------|
| 1) 土木一式工事 | 11) 鋼構造物工事 | 21) 熱絶縁工事 |
| 2) 建築一式工事 | 12) 鉄筋工事 | 22) 電気通信工事 |
| 3) 大工工事 | 13) 舗装工事 | 23) 造園工事 |
| 4) 左官工事 | 14) しゅんせつ工事 | 24) さく井工事 |
| 5) とび・土工・コンクリート工事 | 15) 板金工事 | 25) 建具工事 |
| 6) 石工事 | 16) ガラス工事 | 26) 水道施設工事 |
| 7) 屋根工事 | 17) 塗装工事 | 27) 消防施設工事 |
| 8) 電気工事 | 18) 防水工事 | 28) 清掃施設工事 |
| 9) 管工事 | 19) 内装仕上工事 | 29) <u>法^{のり}面処理工事</u> ※1 |
| 10) タイル・れんが・ブロック工事 | 20) 機械器具設置工事 | |

※1 当県では、建設業法の許可業種（28業種）に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法^{のり}面処理工事」についても参加資格の1業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますので御注意ください。

2 資格審査申請をすることができる方

(1) 資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

ア 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。

イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。

ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。

エ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者。

カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。

- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ケ 暴力団員であると認められる者。
- コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- シ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。スにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ス 法人であって、その役員のうちケからサまでのいずれかに該当する者があるもの。

(2) 次に掲げる国家資格者等が、9(1)の各業種の最低等級(土木一式・建築一式工事はD級、舗装工事はB級、電気・管工事はC級)の技術職員数の要件を満たさない者(総合評点通知書の審査基準日現在で要件を満たさない者)は、該当の工事(土木一式、建築一式、電気、管、舗装)について資格申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者の種類
土木一式工事	1級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。))とする者 2級技術職員：二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。))
建築一式工事	1級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 2級技術職員：二級建築施工管理技士(種別を「建築」とするものに限る。))、二級建築士
電気工事	1級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は電気電子部門、又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。))とする者 2級技術職員：二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験3年以上、電気主任技術者(第一種、第二種及び第三種)で電気工事に関し実務経験5年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験1年以上及び計装で電気工事に関し実務経験1年以上の者
管工事	1級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。))上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。))とする者 2級技術職員：二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験1年以上、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、若しくは配管工とするものに合格した者、検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、若しくは配管工とするものに合格した後、配管工事に関し3年以上(ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上)の実務経験を有する者、建築設備士で管工事に関し実務経験1年以上、計装で管工事に関し実務経験1年以上の者
舗装工事	1級技術職員：一級の建設機械施工技士、一級の土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」とするものに限る。))とする者 2級技術職員：二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。))

3 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、平成26年4月1日※2から平成28年3月31日までです。

※2 平成26年4月1日以降に行う随時申請は、入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

4 提出書類等

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書、申出書及び添付書類	県内 建設 業者 ※3	県外 建設 業者 ※3	備 考
① 建設工事入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	◎	◎	
② 営業所（主たる営業所を除く） 一覧表 【第2号様式】	◎	◎	
③ 技術職員数等に関する書類 【第3号様式】	◎	◎	<p>(1) 1級舗装施工管理技術者の欄に技術職員数を記入した方は、その資格者証の写し及びその者が雇用されていることを証する書類等（雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など）を提示してください。（2名以上記入した方は、うち1名以上の資格者証及び書類等を提示してください。）</p> <p>(2) 建退共等加入の有無欄に「1」を記入した方は、加入証明書等を提示してください。</p> <p>(3) 建災防協会加入の有無欄に「1」を記入した方は、加入証明書等を提示してください。</p>
④ 指定工事の施工実績に関する書類 【第4号様式】	◎	◎	<p>記載した施工実績にかかるCORINSの登録内容確認書（CORINSに未登録の場合は、施工内容が分かる契約書、図面など）の写しを、記入した工種ごとに1件以上、提示してください。</p> <p>提示するカルテ等の書類には、どの工種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。</p>
⑤ 技術職員名簿 【第5号様式】	△	×	申請区分が「1（新規）」の場合のみ
⑥ 舗装機械の所有状況に関する書類 【第6号様式】	△	△	「舗装」申請者のみ
⑦ 技術職員数一覧 【第7号様式】	△	△	<p>⑩の審査基準日における技術職員数が経営事項審査の記載と異なる者（※4、※5）の要件を満たす者で技術職員数の補正を希望する者のみ</p> <p>※4 経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限（2業種まで）の取扱いにより、審査基準日現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる場合、下記の(1)(2)を提示してください。</p> <p>(1) 経営事項審査を行ったときの「技術職員名簿」（県外建設業者は⑩の書類と重ねて提示する必要はありません。）</p> <p>(2) 一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経歴証明書（様式第9号））の写し</p> <p>（資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの</p>

			<p>業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。)</p> <p>※5 審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前6か月を超えていなかったため、経営事項審査の「技術職員名簿」に記載できなかった職員がいる場合、下記の(1)(2)を提示してください。 (1) 職員の雇用関係を確認する書面(ウはア、イの適用がない場合に限る。) ア 健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 イ 住民税特別徴収税額の通知書 ウ 雇用されてから審査基準日前までの支給明細が記載されている書類(給与台帳等)または源泉徴収簿 (2) 一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等(実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書(様式第9号))の写し (資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。)</p>
⑧ 暴力団排除に関する誓約書 【第9号様式】	◎	◎	
⑨ 建設業許可申請書別紙2の写し	△	△	契約締結権限のある支店を申請する者のみ
⑩ 総合評定値通知書の写し※6	◎	◎	
⑪ 経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し	×	◎	<p>経営事項審査の申請を行った時の、経営規模等評価申請書総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)、技術職員名簿(別紙二)、その他の審査項目(社会性等)(別紙三)及び工事経歴書(様式第2号の2)の写しを提出してください。 (経営事項審査の申請の際、工事経歴書の添付を省略した方は、法第11条第2項の規定に基づき提出した変更届出書に添付した工事経歴書の写しを提出してください。)</p>
⑫ 建設業以外の新分野に進出していることを証する書類	△	×	新分野進出主観点希望者のみ ※7
⑬ 障害者雇用状況報告書の写し等	△	△	障害者雇用にかかる主観点希望者のみ ※8
⑭ ハッピー・パートナー企業登録証の写し等	△	△	男女共同参画推進状況に係る主観点希望者のみ※9
⑮ 新潟県の納税証明書(未納のないことの証明所用) ※10	◎	◎	県外建設業者は新潟県に納税義務がある場合のみ
⑯ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のない証明書用) ※10	◎	◎	<p>個人：所得税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の2」 法人：法人税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の3」</p>
⑰ 提出書類チェックシート(建設工事) 【第18号様式】	◎	◎	

※3 「県内建設業者」とは、新潟県内に営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいいます。)のうち主たる営業所が所在する建設業者をいい、「県外建設業者」とは、県内建設業者以外の建設業者をいいます。(以下同じです。)

※6 審査基準日が平成24年5月28日以降であり、かつ有効な通知書であることが必要です。
(該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。以下同じ。)
随時申請の場合は、申請をしようとする日の1年7ヶ月前の日以降の通知書であることが必要です。

※7 **新分野進出**

日本標準産業分類で建設業以外の分野(大分類を異にする事業)へ進出し、平成23年12月29日から平成25年12月28日まで(以下対象期間という)の間に500万円以上の支出(対象期間以前に開始した新分野の事業に関しては対象期間中に行った追加投資等の新たな支出(事業継続のための必要経費の支出は除く)に限る)を行った新分野進出主観点希望者は、新分野進出の形態に応じて、下表の書類を提出してください。(進出「有」と認められた業者には新分野進出による加点から2年を経過する日が属する入札参加資格の有効期限まで主観点を20点付与します。)

自らの会社での進出	新会社設立(単独又は共同出資)
	① 新分野に進出した新会社の登記事項証明書
① 定款(個人事業主の場合は不要)	② 新分野に進出した新会社の定款(個人事業主の場合は不要)
② 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類 ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・企業紹介パンフレット等	③ 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類 ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・新会社の企業紹介パンフレット等
③ 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの	④ 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの

※8 **障害者雇用**

雇用状況報告義務があり(常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が50人以上の者をいう。)法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している者、又は、雇用状

況報告義務は無いが 1 人以上の障害者を雇用している者、のいずれかで障害者雇用に係る主観点希望者は下表の書類を提出してください。(障害者雇用「有」と認められた場合は10点を主観点として付与します。)

雇用状況報告義務がある者	雇用状況報告義務がない者
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下同じ。)第43条第5項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。(合併等による新設会社のため、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社(常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が50人以上)における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。)	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する書類(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など)を提示してください。(提出の必要はありません。)

※9 男女共同参画推進

県のハッピー・パートナー企業として登録し、かつ、下表の①②のいずれか一方又は両方に該当するもので男女共同参画の推進状況に係る主観点希望者は、ハッピー・パートナー企業登録証の写しとともに下表の書類を提出してください。(①、②でそれぞれ5点、両方とも該当する場合は主観点を10点付与します。)

①次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出した者	②経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者(主任技術者となる資格を有する者)を1名以上雇用していること。
・都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」(労働局の受付印あり)の写し	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し(性別が確認できる書類)

※10 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

5 提出部数

申請書等は①～⑰の順に、正本および副本に区別のうえ、綴じ紐又はホチキスにより綴って提出してください。

なお、⑮、⑯の納税証明書は、正本には必ず原本を添付してください。（副本には、写しを添付してください。）

(1) 県内建設業者 3部+入力用1部

- ・ 正本1部（提出用）、副本2部（地域機関用（行政庁控）、申請者用）*申請者用は受付後お返しします。
- ・ 入力用として、提出書類等のうち①～⑥の書類（入力用）を1部別に綴じて提出してください。

(2) 県外建設業者 2部+入力用1部

- ・ 正本1部（提出用）、副本1部（申請者用） *申請者用は受付後お返しします。
- ・ 入力用として、提出書類等のうち①～⑥の書類（入力用）を1部別に綴じて提出してください。

なお、随時申請の場合は、県内・県外業者とも入力用の提出は不要です。

6 提出先

郵送による提出は認めませんので、必ず次の機関に持参して審査を受けて下さい。（詳細は、「第2記入方法9提出及び問い合わせ先」をご確認ください。）

ただし、県外建設業者の随時申請（平成26年4月1日以降）の場合のみ郵送による提出を認めます。

(1) 県内建設業者 主たる営業所の所在地を所管する地域機関

(2) 県外建設業者 土木部監理課建設業室

7 提出期間

定期申請に係る申請書等の提出期間は、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除いて次のとおりです。※11

(1) 県内建設業者 平成25年10月1日（火）～平成25年12月27日（金）

ただし、地域機関によっては、あらかじめ申請受付日を指定する場合があります。（新規申請者を除く。）

(2) 県外建設業者 平成25年11月1日（金）～平成25年12月27日（金）

ただし、あらかじめ申請受付日を指定します。（新規申請者を除く。）

※11 随時申請は、平成26年4月1日から行うことができます。
（ただし、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）

8 定期申請に係る申請書等提出後、平成25年12月27日までの間に新しい総合評価値通知書が送られてきた場合等の取扱い

(1) 申請書等提出以後に、平成25年12月27日までの間に新しい総合評価値通知書が交付されたときは、その新しく交付された通知書の写しを提出するとともに、次の事項に変更等がある場合は、該当する書類等を提出してください。

ア 技術職員数等に関する書類【第3号様式】

新しく交付された総合評価値通知書の審査基準日における状況で、再度記入のうえ、提出してください。

イ 技術職員数一覧【第7号様式】

4 提出書類※4の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する方は、新しく交付された総合評価値通知書の審査基準日における状況を記入のうえ提出してください。

ウ 指定工事の施工実績に関する書類【第4号様式】

申請書等提出以降に、追加記入する施工実績がある場合のみ、その工事だけでなく、すでに記入したすべての工事についても再度記入のうえ、提出してください。

なお、追加記入した工事については、記入した工種ごとに1件以上、その内容を証する書類等（契約書、設計書等）の写しを提示してください。

【新規申請の場合のみ】

エ 技術職員名簿【第5号様式】※継続申請の場合は、技術職員変更届を提出すること。

新しく交付された総合評価値通知書の審査基準日における状況で、再度記入のうえ、提出してください。

※入札参加資格者名簿への登録は、平成25年12月27日現在の経営事項審査の結果及び総合評価値（有効かつ最新のもの）により行います。

※上記（1）の書類等については、平成26年1月末日までに6の提出先に提出してください。

9 入札参加資格の格付け等にかかる留意点

(1) 技術職員要件

資格審査申請における技術職員の資格の種類は、2（2）に掲げていますが、資格審査後の入札参加資格の格付けにおける技術職員数の要件は次のとおりですので、技術職員数の記載に漏れないよう留意してください。

また、格付けは入札参加資格の審査基準日（平成26・27年度建設工事入札参加資格審査の定期申請に係る基準日は平成25年12月27日）の直前に取得した経営事項審査の総合評価値に主観点を加算して得た「総合評点」及び1, 2級技術職員数等を基に行いますが、4 提出書類等※4、※5の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する方が、「技術職員数等に関する書類」【第3号様式】、「技術職員数一覧」【第7号様式】によりその内容を提出し、その内容が適当と認められる場合に、補正後の技術職員数に基づいて格付けを行うこととします。

格付については、「総合評点」並びに、以下の表の各等級に対応する「1級技術職員数」及び「1, 2級技術職員の合計数」のすべての要件を満たしていることが必要です。

なお、総合評点については、平成26・27年度入札参加資格の定期申請に基づく審査結果の取りまとめ後（平成26年3月上旬予定）に決定しますので、以下の表には記載していません。

○土木一式工事	等級	1級技術職員数	1,2級技術職員の合計数
	A	5人以上	15人以上
	B	2人以上	5人以上
	C	1人以上	2人以上
	D		2人以上

○建築一式工事	等級	1級技術職員数	1,2級技術職員の合計数
	A	2人以上	5人以上
	B	2人以上	3人以上
	C	1人以上	2人以上
	D		2人以上

○舗装工事	等級	1級技術職員数	1,2級技術職員の合計数
	A	5人以上	15人以上
	B	1人以上	5人以上

※A級業者の要件として、上表の数の他（外数として）に1級舗装施工管理技術者を1人以上雇用しているものであること。

（1級技術職員数：5人＋1人＝6人以上、1,2級技術職員の合計数：15人＋1人＝16人以上）

○電気工事 ○管工事	等級	1級技術職員数	1,2級技術職員の合計数
	A	2人以上	4人以上
	B	1人以上	2人以上
	C		2人以上

（2）建設業者の合併等の企業再編・協業化に対する支援（合併等特例）

新潟県では、県内に主たる営業所を有する建設業者が行う合併等の企業再編や協業化に対して、総合評点の調整などの特例措置を設けて支援しています。

種 類	総合評点の調整
①合併	(客観点数＋主観点数) × 1.20
②事業譲渡（建設業の全部譲渡）	(客観点数＋主観点数) × 1.15
③会社分割（建設業の全部吸収分割）	(客観点数＋主観点数) × 1.15
④協業組合設立	(客観点数＋主観点数) × 1.15
適用期間：合併等の日から起算して7年が経過する日が属する入札参加資格の有効期限まで。 (共通) ただし、合併等の日から起算して5年が経過する日が属する入札参加資格の有効期限までの間に次のいずれかに該当した場合は5年。	

- ・新潟県土木部発注工事で60点未満の工事成績を受けた。
- ・新潟県土木部発注工事で死亡事故を発生させた。

このほか、受注機会の確保に関する特例措置も設けています。
詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査等の特例措置について」)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1196180189000.html>

ア 適用要件

(ア) 合併等前の当事会社のうち2者以上が、本特例にかかる申請日から過去5年以内に1年以上の間、共通する業種で入札参加資格名簿に登載されていたこと。(期間の重複はなくても可)

※ 特例措置の適用範囲は、(ア) に該当する業種のみとなります。

上記に加えて、合併・事業譲渡・会社分割については、

(イ) 等級格付けのある業種にあつては、合併等前の当事会社が同一若しくは直近の等級に認定されていたこと又はこれと同等と認められること。

(ウ) 等級格付けのない業種にあつては、(イ) と同等と認められること。

さらに、事業譲渡・会社分割については、

(エ) 建設業を譲渡又は分割した会社が、譲渡又は分割後に建設業の全部を廃業していること。

イ 申請方法

合併等特例の適用を申請する場合は、申請書第1号様式の余白に、「また、資格の審査にあたっては、建設業者の合併等に伴う資格審査等の取扱に関する特例要領第4条に定める総合評点の調整を希望します。」と記載して、添付書類等 (※) とともに提出してください。

※添付書類等については、上記県ホームページ(「建設業者の合併等に伴う入札参加資格者資格審査等の特例措置について」)に掲載の「建設業者の合併等に伴う資格審査等の取扱に関する特例要領」第2条の2をご参照ください。

10 参加資格の追加申請（業種追加）をする場合

参加資格の追加申請（業種追加）をする場合は、4の提出書類等のうち、以下のものを提出してください。

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】
- ③ 技術職員数等に関する書類【第3号様式】
- ④ 指定工事の施工実績に関する書類【第4号様式】
※追加する業種に関連して指定工事の実績がある場合のみ。
- ⑥ 舗装機械の所有状況に関する書類【第6号様式】
※舗装を業種追加する場合のみ。
- ⑦ 技術職員数一覧【第7号様式】
※追加する業種に関して、4提出書類等※4、※5の要件を満たす場合のみ。
- ⑩ 総合評定値通知書の写し
※業種追加申請時の最新かつ有効なもの。
- ⑪ 経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し
※県外建設業者のみ。
- ⑯ 新潟県の納税証明書
- ⑰ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

なお、①の申請書の「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄には、追加申請する建設工事の種類のみを記載してください。

11 申請内容に変更等があった場合

(1) 申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第11号様式】に必要な書類を添えて、申請書を提出した機関に速やかに提出してください。

① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
② 営業所の名称、所在地又は電話番号	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書（又はその写し）でも可。
③ 法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書（又はその写し）又は建設業許可の変更届出書の写し
④ 代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状又は建設業許可の変更届出書の写し
⑤ 建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し
⑥ 営業所の新設又は廃止	建設業許可の変更届出書及び4に掲げる提出書類等のうち、②「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」に新設する営業所について記載したもの。（営業所の廃止の場合は添付資料は不要です。）

- (2) 県内建設業者で、申請書等を提出した後に、技術職員名簿【第5号様式】に記載された技術職員に変更（技術職員の削除又は追加、資格等の変更）があった場合は、技術職員名簿の変更届【第8号様式】を、地域機関に提出してください。
- (3) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。
- ア 参加資格が認定される前の場合
資格審査の申請は、無効となります。
- イ 参加資格が認定された後の場合
- (7) 参加資格の継続を希望する場合
建設工事入札参加資格承継申請書【第10号様式】を提出してください。内容を審査の上、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。
- (4) 参加資格の継続を希望しない場合
廃業等届出書【第12号様式】を提出してください。
- (4) 申請書等を提出した後に、指定工事の施工実績に関する書類【第4号様式】に記載された実績以外の工種で、新たに完成した指定工事の実績がある場合は、指定工事の施工実績に関する変更届【第17号様式】に必要な書類を添えて、申請書等を提出した機関に提出してください。
- ア 注意点
- ・未成工事は対象となりません。
 - ・既に申請又は変更届済みの指定工事の工種については変更届の対象となりません。
- イ 添付書類
- 記載した施工実績に係る CORINS の登録内容確認書
(CORINS に未登録の場合は、施工内容が分かる契約書、図面など) の写しを、記入した工種ごとに1件以上、**提示**してください。
- カルテ等の書類には、どの工種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。

第2 記入方法

1 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申請の内容	番号
新規	平成24・25年度※12の新潟県の建設工事入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合	1
継続	平成24・25年度の新潟県の建設工事入札参加資格を認められている方が、平成26・27年度の建設工事入札参加資格を申請する場合	2
業種追加※13	平成26・27年度の建設工事入札参加資格を認められている方が、すでに認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請する場合	3

※12 平成26年4月1日以降は、「平成24・25年度」とあるのは、「平成26・27年度」と読み替えてください。

※13 「業種追加」の申請ができるのは、平成26年4月1日以降です。

(2) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、平成24・25年度又は平成26・27年度の新潟県の建設工事入札参加資格が認められた際の、入札整理番号を記入してください。(以下同じです。)

(3) 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書(写し)に表示されている建設業許可番号を、次のとおり記入してください。

- ア 「コード」欄は、別紙の1「国土交通大臣・都道府県知事コード表」を参考として、該当する番号を記入してください。
- イ 「許可番号」欄は、右詰めで記入してください。

(4) 「前回資格申請時の建設業許可番号」の欄(継続申請の方のみ)

今回申請時の建設業許可番号と、平成24・25年度の入札参加資格審査申請時の許可番号が異なる場合のみ、平成24・25年度の入札参加資格審査申請時の許可番号を記入してください。

「コード」と「許可番号」の記入については、(3)の「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄の記入方法と同じです。

(5) 「商号又は名称」の欄

ア 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定めるとおり、法人の種類を表わす略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
有限会社	(有)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合資会社	(資)	社団法人	(社)	一般財団法人	(一財)
合名会社	(名)	財団法人	(財)	公益財団法人	(公財)
合同会社	(合)				
協同組合	(同)				

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて、事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。

《例》 「(株)新潟県」の場合 フリガナは、「ニイガタケン」
「新潟組 新潟 太郎」の場合 フリガナは、「ニイガタグミ ニイガタ タロウ」

(6) 「代表者の氏名」の欄

ア 代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の上に1文字空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは、左詰めとし、姓と名の上に1文字空けてカタカナで記入してください。

(7) 「主たる営業所」の欄

ア 「市区町村・大字コード」の欄

(ア) 市区町村コードは、次のとおり記入してください。

県内建設業者：別紙の2「市区町村コード表」から、該当するコードを記入してください。

県外建設業者：所在地に関わらず、すべて「900」を記入してください。

(イ) 大字コードは、次のとおり記入してください。

県内建設業者：申請書等を提出する地域機関に備え付けの「市町村・大字コードブック」により、該当する大字コードを記入してください。

県外建設業者：記入する必要はありませんので、空欄のままとしてください。

イ 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

《例》

・政令指定都市の場合(県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。

…………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

・一般的な記入例(上越市の〇〇区表示も含む)

…………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

・東京23区の場合 …………… 東京都〇〇区

ウ 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、イの「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。

このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「-（ハイフン）」により記入してください。また、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

エ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

オ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例にならって記入してください。

0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

カ 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

(8) 「新分野進出」の欄

日本標準産業分類で建設業以外の分野へ進出し、平成23年12月29日から平成25年12月28日までの間に、500万円以上の支出を行っている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(9) 「障害者雇用状況」の欄

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項の規定により、障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告する義務がある者については法定雇用率（2.0%）を満たす数を超える数※14の障害者を雇用している場合、又、同法による障害者の雇用に関する報告義務がない者が障害者を1人以上雇用している場合は「1」を、それら以外の場合は「0」を記入してください。

※14 《例》法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が70人の場合

法定雇用率を満たす数は1人（70人×2.0%＝1.40人。一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）ですので、「超える数」は2人以上となります。

(10) 「男女共同参画推進状況」の欄

県のハッピー・パートナー企業の登録があり、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」第12条第1項若しくは第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に提出している場合は「1」を、提出した経営事項審査に係る審査基準日において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する女性技術者を雇用している場合は「2」を、前記の「1」と「2」の条件にともに該当する場合は「3」を、それら以外の場合は「0」を記入してください。

(11) 「県税等滞納状況」の欄

県税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納等（入札参加資格審査申請時の納期未到来による未納税額は、滞納には該当しません。）がある場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(12) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

入札参加を希望する建設工事について、その業種ごとの下欄に「1」を記入してください。例年、法面処理工事の記載漏れが多いので注意してください。

2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】

営業所一覧表には、建設業法第3条第1項に規定する営業所（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所として建設業許可申請書別紙2に記載してある営業所）のうち、次に掲げる営業所を記入してください。（主たる営業所はここには記入しないでください。）

建設業者の別	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
県内建設業者	県内に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所	01 から順に付番
県外建設業者	県内に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、下記以外の営業所	01 から順に付番
		建設業の許可を受けている営業所のうち、新潟県との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※15	80
	県外に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、新潟県との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※15	80

※15 「建設業の許可を受けている営業所のうち、新潟県との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所」は、便宜的に一箇所とします（営業所番号「80」は1箇所だけとなります。）が、これ以外の営業所においても新潟県との建設工事の請負契約の事務処理を行うことは可能です。

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80 又は 01 ～を記入してください。

新規申請以外の方は、平成 24・25 年度又は平成 26・27 年度の新潟県の建設工事入札参加資格が認められた際の、営業所番号と同じ番号を記入してください。

ただし、上記以降に営業所の新設又は廃止があった場合、並びに、80 を付番する営業所

を変更した場合は、新しく付番し直してください。

(3)「建設業の許可を受けている業種」の欄

記入する営業所ごとに、その営業所で建設業の許可を受けて営業している建設業の種類について、次のとおり記入してください。

- ア 一般建設業許可を受けている建設業 「1」を記入してください。
- イ 特定建設業許可を受けている建設業 「2」を記入してください。

(4)「営業所等の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

《例》 (株)新潟県新潟支社の場合 「新潟支社」と記入してください。

(5)「営業所等の所在地」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、その営業所の所在地を記入してください。

ウ 「市区町村・大字コード」の欄

記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「市区町村・大字コード」の欄の記入方法にならって、各コードを記入してください。

(6)「連絡方法」の欄

ア 「郵便番号」の欄

記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の郵便番号を記入してください。

イ 「電話番号」の欄

記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の電話番号を記入してください。

ウ 「FAX番号」の欄

(7) その営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、そのFAX番号を記入してください。

(イ) 記入に当たっては、「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「FAX番号」の欄の記入方法にならって記入してください。

3 技術職員数等に関する書類【第3号様式】

この様式は、入札参加資格審査申請の際に添付する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の審査基準日における状況で、必要な事項を記入してください。

記入に当たって、該当がない場合は、「0人」は記入せず、空欄としてください。

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事の技術職員数

ア 「補正」の欄

経営事項審査に係る技術職員の該当する業種について総合評定値通知書の技術職員数のままでよい場合は「0」（補正なし）で、技術職員数の補正を希望する場合は「1」（補正あり）※16で記入してください。

イ 「総合評定値通知書の技術職員数」の欄

総合評定値通知書に記載されている技術職員数について転記してください。ただし、申請しない業種については、転記しないでください。

ウ 「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を記入した場合のみ記入してください。この場合の一人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。※16

エ 「※3のうち6ヵ月以下職員数」の欄

「補正後技術職員数」の欄に記入した職員のうち、経営事項審査で雇用期間が審査基準日現在で6ヵ月を超えていないため技術職員名簿に記載できなかった職員がいる場合に記入してください。この場合の一人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。※16

※16 「1」（補正あり）と記載した業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）の級別の記載人数は、「技術職員数一覧」（第7号様式）で対応する業種の「県での対応する級区分」の級別の合計人数と一致していることが必要です。

(3) 「1級舗装施工管理技術者数」の欄

1級舗装施工管理技術者の資格を有する技術者の人数を、右詰めで記入してください。

(4) 「労働福祉の状況」の欄

ア 「建退共等加入の有無」の欄

「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれかに加入している方は「1」（加入あり）を、いずれにも加入していない

方は、「0」（加入なし）を記入してください。（「1」を記入した方は、加入証明書等を提示してください。）

イ 「建災防協会加入の有無」の欄

建設業労働災害防止協会に加入している方は「1」（加入あり）を、加入していない方は、「0」（加入なし）を記入してください。（「1」を記入した方は、加入証明書等を提示してください。）

4 指定工事の施工実績に関する書類【第4号様式】

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「施工実績」の欄

この表に掲げる工事（以下「指定工事」といいます。）について、該当する方のみ、次のとおり記入してください。

なお、該当する工事が2以上ある場合は、その中から代表的なものを一つ選択して記入してください。

- ・ 記入の対象となる工事は、公共工事、民間工事のいずれでもかまいませんが、発注者から直接請け負った工事（元請工事）でなければなりません。
- ・ 共同企業体（建設共同企業体）の構成員として施工した工事については、代表構成員として施工した工事のみを記入してください。
- ・ 記入の対象となる工事は、基準日※17を含む事業年度から数えて過去10事業年度内※18に完成した工事でなければなりません。（未成工事及びそれ以前に施工した工事は対象となりません。）

※17 「基準日」は、経営事項審査の審査基準日と同じ日です。

※18 1枚目から3枚目については、対象期間内に施工した指定工事のうちの代表的な1件について、記入してください。

他方、4枚目については、工事件数及び完成工事高の欄は対象期間内の指定工事の合計を記入し、工事名の欄は代表的な1件について記入してください。

ア 「完成工事高」の欄

完成工事高は、消費税込みの額とし、千円単位で記入してください。（千円未満の端数がある場合については、これを切り捨ててください。）なお、共同企業体の代表構成員としての完成工事高は、共同企業体の出資比率により按分した額を記入してください。

イ 「受注形態」の欄

指定工事の受注形態について、その工事を単独で請け負った場合は「単体」を、共同企業体（建設共同企業体）として請け負った場合は「JV」をそれぞれ○で囲んでください。

ウ 「発注機関」の欄

指定工事の発注者を記入してください。（発注者が団体である場合は、その団体の名称を記入してください。）

エ 「工事名又は施設名」の欄

指定工事の工事名を記入してください。

オ 「工期」の欄

指定工事の着工年月と完成年月を次の例にならって、記入してください。

《例》平成 24 年 4 月から平成 24 年 10 月まで 「24 / 4 ~ 24 / 10」と記入してください。

5 技術職員名簿【第5号様式】 ※県内業者のみ提出

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する職員（以下「技術職員」といいます。）の氏名、生年月日及びその方が所有している資格の種類、並びに建設業監理技術者資格者証に係る建設業の種類及びその交付番号について、基準日現在の状況で、次のとおり記入してください。

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「氏名」の欄

ア 「フリガナ」の欄

技術職員の氏名のかな読みを、カタカナで記入してください。

イ 「漢字」の欄

左詰めとし、姓と名の間を1文字分空けて記入してください。

(3) 「生年月日」の欄

ア 年号の欄

次のとおり、年号に対応した記号を記入してください。

明治：「M」 大正：「T」 昭和：「S」 平成：「H」

イ 年月日の欄

技術職員の生年月日について、次の例にならって、年、月、日をそれぞれ2桁で記入してください。

《例》 昭和42年12月8日生まれの方の場合 「S421208」と記入します。

(4) 「有資格区分コード」の欄

技術職員が有する資格について、資格区分ごとに3桁のコード番号を、左詰めで記入してください。

（コード番号は、経営事項審査申請におけるコード番号と同じです。）

(5) 「実務経験業種」の欄

「有資格区分コード」の欄に、「001」、「002」、「003」、「004」を記入された技術職員について、主に担当している建設業の種類を、2業種を限度として、別紙の3「業種区分コード表」より、2桁のコード番号を記入してください。

(6) 「監理技術者資格者証」の欄

技術職員のうち、建設業監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講している技術職員に限り、次のとおり記入してください。

ア 「登録業種」の欄

建設業監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類を、別紙の3「業種区分コード表」により、該当する2桁のコード番号を記入してください。

イ 「交付番号」の欄

建設業監理技術者資格者証の交付番号を右詰めで、記入してください。

6 舗装機械の所有状況に関する書類【第6号様式】 ※「舗装」申請者のみ

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「申請者（商号又は名称）」の欄

新規・継続ともに商号又は名称を記入してください。

(3) 「営業所番号」の欄

本店は、00と記入してください。

支店は、「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】」の「営業所番号」の欄に記入した営業所番号を、記入してください。

(4) 「舗装機械の保有台数」の欄

本店又は支店における舗装機械（アスファルトフィニッシャー）の所有台数を記入してください。

(5) 「舗装機械の種類」の欄

コード欄に該当する機械コードを記入してください。

該当するコードが無い場合は、4（その他）を記入の上、その内容を12文字以内で記入してください。

(6) 「製造番号」の欄

所有する機械の製造番号を記入してください。

(7) 「所有・所有に準じる状況の別」の欄

コード欄に該当するコードを記入してください。

(8) 「所有（保管）場所」の欄

県内業者は、市区町村コード、大字コードともに記入してください。

県外業者は、市区町村コード（別紙の2「市区町村コード表」参照）のみ記入してください。

県外業者が県外で保管している場合は、市区町村コードに900と記入してください。

(9) 「所有等の開始時期」の欄

所有を開始した年月を記入してください。

年号欄は、コードを記入してください。

(10) 「所有等の終了予定時期」の欄

上記(7)の「所有・所有に準じる状況」の欄に、「1：所有」を記入した場合はその減価償却終了予定年月を、「2：リース」～「5：その他」を記入した場合はその終了予定年月を記入してください。

7 技術職員数一覧【第7号様式】

「技術職員数等に関する書類（兼入力票）【第3号様式】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した場合のみ、次のとおり記入してください。

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「「土木」技術職員数」～「「舗装」技術職員数」の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数※19を、右詰めで記入してください。

※19 技術職員の人数をカウントする場合は以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入の対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で所持している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。

また、経営事項審査での技術職員で「その他」に区分される者のうち、県の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）別の「県での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類（兼入力票）（第3号様式）」の対応する業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

1 技術職員の資格のカウント方法

- (1) 1つの業種内で、1級相当及び2級相当の複数の資格を持つ職員は、1級相当の資格でカウントする。

《例1》ある職員が「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士（土木）」を持っている場合

→ 「土木」で、「1級土木施工管理技士」の資格を1とカウントし、「土木」の資格者証としては「1級土木施工管理技士」のみを提示する。

両方の資格でカウントすることはできない。

《例2》ある職員が「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

→ 「管」で、「1級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントし、「管」の資格者証としては「1級管工事施工管理技士」のみを提示する。

両方の資格でカウントすることはできない。

- (2) 1つの業種内で、同等（1級相当同士、2級相当同士）の複数の資格を持つ職員は、カウントする資格は1つまでとする。

《例》ある職員が「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

→ 「建築」で、「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1とカウントし、「建築」の資格者証としては、カウントする資格の資格者証のみを提示する。

両方の資格でカウントすることはできない。

- (3) 複数の業種に該当する資格を持っている職員は、全ての業種においてカウントでき、カウントできる業種の数に制限はない。

《例》ある職員が「2級土木施工管理技士（土木）」と「2級管工事施工管理技士」を持っている場合

→ 「土木」・「舗装」の調書において、「2級土木施工管理技士（土木）」でそれぞれ1とカウントし、「管」の調書において、「2級管工事施工管理技士」で1とカウントする。

また、「土木」・「舗装」の資格者証としては、両方に「2級土木施工管理技士（土木）」の資格者証を提示し、「管」の資格者証としては、「2級管工事施工管理技士」を提示する。

2 技術職員の資格のカウント方法のまとめ

- (1) 業種ごとに、資格を持った職員がカウントできるのは1つの資格まで。

ア 1級相当と2級相当の資格を持っている場合、1級相当の資格でカウントする。

イ 同等（1級相当同士、2級相当同士）の資格を持っている場合、どの資格でカウントしてもよい。なお、同等であれば選んだ資格による結果の差異はない（例えば、技術士法に基づく資格を選んだ方が有利ということはない）。

ウ 資格者証等はカウントする資格についてのみ提示する。

- (2) 資格をもった職員がカウントできる業種の数に制限はない。

ア 該当する資格があれば、1人の職員が「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」の全てでカウント可能。

イ 資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示する。

《例》

ある職員が、以下の複数の資格を持っている場合

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級土木施工管理技士」、
「2級土木施工管理技士（土木）」

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」、「建築設備士」

「管」：「建築設備士」

「舗装」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級土木施工管理技士」、
「2級土木施工管理技士（土木）」、「1級舗装施工管理技術者」

→ カウント例としては以下のとおり

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」のみを提示。

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」で1カウント。

資格者証としては、「2級建築施工管理技士（建築）」を提示。

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」のみを提示。

「管」：「建築設備士」で1カウント。

資格者証等としては、「建築設備士」及び実務経験証明書を提示。

「舗装」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級舗装施工管理技術者」両方で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」、「1級舗装施工管理技術者」両方を提示。

8 暴力団等の排除に関する誓約書【第9号様式】

この様式は、新潟県建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第6号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認のうえ、住所、氏名又は名称、代表者名を記入し、代表者印を押印してください。

9 提出及び問い合わせ先

建設工事入札参加資格審査申請書の提出に関する問い合わせは、下記の提出先機関あてにお願いします。

県内建設業者の方

地域機関名	電話番号
村上地域振興局地域整備部	0254(52)7955
新発田地域振興局地域整備部	0254(26)9194
新潟地域振興局地域整備部	025(231)8303
〃 新津地域整備部	0250(24)9660
〃 津川地区振興事務所	0254(92)2624
三条地域振興局地域整備部	0256(36)2303
長岡地域振興局地域整備部	0258(38)2618
魚沼地域振興局地域整備部	025(792)8164
南魚沼地域振興局地域整備部	025(772)3949
十日町地域振興局地域整備部	025(757)5553
柏崎地域振興局地域整備部	0257(21)6301
上越地域振興局地域整備部	025(526)9504
糸魚川地域振興局地域整備部	025(552)1790
佐渡地域振興局地域整備部	0259(74)3499

県外建設業者の方

地域機関名	電話番号
土木部監理課建設室	025(285)5511 内線 3186,3199

別 紙

1 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00 国土交通大臣	10 群馬県知事	20 長野県知事	30 和歌山県知事	40 福岡県知事
01 北海道知事	11 埼玉県知事	21 岐阜県知事	31 鳥取県知事	41 佐賀県知事
02 青森県知事	12 千葉県知事	22 静岡県知事	32 島根県知事	42 長崎県知事
03 岩手県知事	13 東京都知事	23 愛知県知事	33 岡山県知事	43 熊本県知事
04 宮城県知事	14 神奈川県知事	24 三重県知事	34 広島県知事	44 大分県知事
05 秋田県知事	15 新潟県知事	25 滋賀県知事	35 山口県知事	45 宮崎県知事
06 山形県知事	16 富山県知事	26 京都府知事	36 徳島県知事	46 鹿児島県知事
07 福島県知事	17 石川県知事	27 大阪府知事	37 香川県知事	47 沖縄県知事
08 茨城県知事	18 福井県知事	28 兵庫県知事	38 愛媛県知事	
09 栃木県知事	19 山梨県知事	29 奈良県知事	39 高知県知事	

2 市区町村コード表

コード	市区名	コード	町村名
101	新潟市北区	307	北蒲原郡聖籠町
102	新潟市東区	342	西蒲原郡弥彦村
103	新潟市中央区	361	南蒲原郡田上町
104	新潟市江南区	385	東蒲原郡阿賀町
105	新潟市秋葉区	405	三島郡出雲崎町
106	新潟市南区	461	南魚沼郡湯沢町
107	新潟市西区	482	中魚沼郡津南町
108	新潟市西蒲区	504	刈羽郡刈羽村
202	長岡市	581	岩船郡関川村
204	三条市	586	岩船郡粟島浦村
205	柏崎市		
206	新発田市		
208	小千谷市		
209	加茂市		
210	十日町市		
211	見附市		
212	村上市		
213	燕市		
216	糸魚川市		
217	妙高市		
218	五泉市		
222	上越市		
223	阿賀野市		
224	佐渡市		
225	魚沼市		
226	南魚沼市		
227	胎内市		

3 業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
ほ装工事	ほ装工事業	(ほ)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28